## 入 札 説 明 書

この入札説明書は、地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。)、福島県財務規則(昭和 39 年福島県規則第 17 号。以下「財務規則」という。)及び本件物品購入等契約に係る条件付一般競争入札(以下「入札」という。)の公告等の規定に基づき、福島県が発注する物品購入等契約に関し、本件入札に参加を希望する者(以下「入札者」という。)が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般事項を定めたものである。

- 1 発注者(契約権者)福島県立福島北高等学校長 野口 智行
- 2 入札に付する事項 公告に示すとおり。 なお、買入れをする物品の仕様等については別紙仕様書のとおり。
- 3 入札に参加する者に必要な資格に関する事項 公告に示すとおり。

なお、参加資格制限中の有資格者は、本件物品購入等契約に係る物品購入等の全部若しくは一部を下請けし、受託し、又は保証人となることは認められていない。

4 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札者は、上記3に掲げる必要な資格の確認を受けるため、**条件付一般競争入札参加資格確認申請書**(第3号様式。以下「資格確認申請書」という。)を、下記5の(1)に示す場所に提出し当該資格の確認申請をすること。

なお、入札参加資格の有無は、条件付一般競争入札参加資格確認通知書(第4号様式)により通知する。

- 5 資格確認申請書及び入札書の提出期限等
  - (1) 資格確認申請書の提出期限及び提出場所 令和7年11月7日(金)午後2時00分 福島県立福島北高等学校 事務室 なお、申請書類は郵送を可とするが、提出期限必着とする。
  - (2) 入札書及びその添付書類の提出日時及び提出場所 令和7年11月20日(木)午後1時30分 福島県立福島北高等学校 中3F室 なお、郵送による入札は、不可とする。
  - (3) 開札の日時及び場所 令和7年11月20日(木)午後1時30分 福島県立福島北高等学校 中3F室

#### 6 入札書の提出方法

- (1) 入札書は、指定の入札書(第5号様式)に必要とする事項を記載し、上記5の(2) に指定する日時及び場所へ提出すること。
- (2) 入札書には、次の書類を添付しなければならない。
  - ア 条件付一般競争入札参加資格確認通知書(第4号様式)の写し
  - イ 委任状 (第6号様式) …… 代理人が出席し、入札する場合
- (3) 入札書には、次の事項が記載されていなければならない。
  - ア 入札書には、1リットル当たりの単価(消費税及び地方消費税を除く。)を 小数点以下第2位まで記載すること。

ただし、当該単価は購入物品の本体価格の他、輸送費等納入に要する一切の 諸経費を含めて見積もること。

なお、この入札による契約は、入札者が入札書に記載した金額を契約単価とし、支払金額は、契約単価に納入数量を乗じて得た金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- イ 入札者の住所、商号又は名称及び代表者職・氏名の記載、並びに代表者の押印 (外国人の署名を含む。以下同じ。)をすること。(押印を省略する場合、「本件 責任者及び担当者」の氏名・連絡先を記載すること。)
- ウ 代理人をして入札する場合の入札書には、入札者の住所、商号又は名称及び 代表者職・氏名のほかに当該代理人であることの表示、当該代理人の氏名の記 載及び押印をすること。(押印を省略する場合、「本件責任者及び担当者」の 氏名・連絡先を記載すること。)

#### 7 入札保証金

財務規則第249条第1項第4号の規定に基づき入札保証金は免除する。

#### 8 入札方法及び開札等

- (1) 開札は、上記5の(3)で指定する日時及び場所で行う。
- (2) 開札に先立ち、入札者は上記6の(2)で指定する書類確認を受けるものとする。
- (3) 開札は、入札者又はその代理人を立ち会わせて行う。
- (4) 開札の結果、予定価格に達した入札者がいないときは、直ちにその場所において再度入札に付すことができるものとする。入札者又はその代理人が開札に立ち会わない場合、再度入札については棄権したものとする。
- (5) 再度入札の回数は、2回を限度とする。

#### 9 入札参加者に要求される事項

入札者は、入札書及び添付書類を期限までに提出しなければならない。また入札者は、開札日の前日までの間において提出した書類に関し、福島県立福島北高等学校長から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

#### 10 入札心得

- (1) 入札者は、仕様書等、契約の方法及び入札の条件等を熟知のうえ入札しなければならない。この場合において、当該仕様書等について疑義がある場合は、入札説明書等に関する質問書(第1号様式)により福島県立福島北高等学校長に令和7年10月30(木)までに説明を求めることができる。県は、福島県立福島北高等学校ホームページに掲載する方法により令和7年11月4日(火)までに回答する。
- (2) 入札者は、所定の日時及び場所に本人又はその代理人が出席して入札書を提出することを原則とする。
- (3) 入札者は、代理人をして入札させるときは、その委任状を持参させ、確認を受けなければならない。
- (4) 入札者又はその代理人は、当該入札に対する他の入札者の代理をすることができない。
- (5) 入札者は、次の各号のいずれかに該当する者を入札代理人にすることができない。
  - ア 契約の履行に当たり故意に物品の品質に関して不正の行為をした者
  - イ 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を 得るために連合(談合)した者
  - ウ 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
  - エ 正当な理由がなく契約を履行しなかった者
  - オ 前各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履 行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (6) 開札場所には、入札者又はその代理人以外の者は入場できない。 ただし、発注者が特にやむを得ない事情があると認めた場合は、付添人を認めることがある。
- (7) 開札時刻後において、入札者又はその代理人は、開札場所に入場できない。
- (8) 入札者又はその代理人は、入札書を一旦提出した後は、開札の前後を問わず書換え、引換え又は撤回をすることができない。

#### 11 入札の取り止め等

入札者が連合(談合)し、又は不隠の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取り止めることがある。

また、天災地変その他やむを得ない事由により入札の執行が困難な場合も、入札の執行 を延期し、若しくは取り止めることがある。なお、これらの場合において入札参加者に生 じた損害は入札参加者の負担とする。

## 12 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 上記3の入札参加資格のない者の提出した入札
- (2) 鉛筆書きによる入札
- (3) 委任状を持参しない代理人のした入札

- (4) 同一事項の入札につき他人の代理人を兼ね又は2人以上の代理人をした者の入札
- (5) 記名、押印を欠く入札(押印を省略する場合、「本件責任者及び担当者」の氏名・連絡 先の記載がない入札を含む)
- (6) 金額の記入がない、金額を訂正した又は金額が判読できない入札
- (7) 日付がない又は公告日から開札日までの期間内の日付となっていない入札
- (8) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- (9) 同一人が同一事項に対して2通以上の入札をし、その前後を判別することができない入 札又は後発の入札
- (10) 明らかに連合(談合)によると認められる入札
- (11) この入札説明書において示す入札に関する条件に違反した入札
- (12) その他入札に関する条件に違反した入札

## 13 落札者の決定方法

- (1) 財務規則の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札書を提出した者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を定める。
  - この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて当 該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- (3) 入札者がいないとき、又は再度入札を執行しても落札者がない場合は、施行令第167条 の2第1項第8号の規定により随意契約をすることができる。

#### 14 契約保証金

- (1) 落札者は、契約単価に予定数量を乗じた額に 100 分の 110 を乗じて得た金額 (1 円未満切り捨て)の 100 分の 5 以上の額 (1 円未満切り捨て)の契約保証金を納付しなければならない。
- (2) 契約保証金は、現金(現金に代えて納付する小切手にあっては、福島県指定金融機関又は福島県指定代理金融機関が振り出したもの又は支払保証をしたものに限る。) で納めるものとするが、その納付に代えて担保として財務規則第 169 条第 1 項各号に規定する有価証券を提出することができる。
- (3) 財務規則第229条第1項各号(別記1)に該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (4) 契約保証金の減免については、落札者に別途通知する。
- (5) 契約保証金の納付及び還付については、別に定めるところによる。

## 15 契約書等の作成

(1) 単価購入契約書(以下「契約書」という。)を作成する場合において、落札者は、 発注者が交付する契約書に記名押印し、落札決定の日から7日以内(落札者が遠隔 地にある等特別の事情があるときは、発注者が指定した期日まで)に契約書の取り 交わしを行うこと。

なお、本契約案件は、県が調達した電子契約サービスを利用した契約締結を行うことが できる。 落札者は、電子契約による契約締結を希望する場合は、すみやかに「電子契約 利用申出書兼メールアドレス確認書」に必要事項を記載のうえ、発注機関の契約事務担当課宛に電子メールにより提出すること。(※電子契約を希望しない場合は従来の書面による契約とする。)電子契約の詳細については、福島県ホームページの電子契約サービスのページを参照すること。

(電子契約サービスのページ/https://www.pref.fukushima.lg.jp//sec/01115c/nyusatsu-160.html)

- (2) 契約の確定時期は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 234 条第 5 項の規定により両者が契約書に記名押印したときに確定するものとする。
- (3) 落札者が、上記(1)に定める期間内に契約書を提出しないときは、落札を取消すことがある。

## 16 契約条項

契約書(案)及び財務規則による。

#### 17 異議の申し立て

入札参加者は、入札後、この入札説明書、契約条項及び仕様書等について、不明又は錯誤を理由として異議を申し立てることはできない。

18 当該契約に関する事務を担当する部門は、上記5の(1)と同じである。

#### 福島県財務規則(抜粋)

(契約保証金の減免)

- 第 229 条 前条の規定にかかわらず、契約権者は、次に掲げる場合においては、契約保証金 の全部又は一部の納付を免除することができる。
- (1) 契約の相手方が官公署及び知事がこれに準ずるものと認める法人であるとき。
- (2) 契約の相手方が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結しているとき。
- (3) 契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令(昭和 22 年勅令第 165 号)第 100 条の3第2号の規定により財務大臣が指定する金融機関(次条第2項において「保険会社等」という。)と工事履行保証契約を締結したとき。
- (4) 過去2年間に官公署(予算決算及び会計令第99条第9号に掲げる沖縄振興開発金融公庫等を含む。)とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたり締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- (5) 随意契約を締結する場合において、請負代金又は契約代金の額が 100 万円未満であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- (6) 1件500 万円未満の物品の購入契約を締結する場合において、当該契約に係る物品が当該契約において定める期日までに確実に納入されるものと認められるとき。
- (7) から(11) まで (略)
- (12) 1件の契約金額が500万円未満の契約を締結する場合において、契約の相手方が第1号に掲げる公共団体以外の公共団体又は公共的団体で知事が指定するものであるとき。
- (13) から(18)まで (略)
- 2 (略)

## 単価購入契約書(案)

品 名 A 重油

予 定 数 量 65,000%

契約単価 1%単価金 円

(消費税及び地方消費税の額を含まない)

契約期間 契約締結日 ~ 令和8年3月31日

納入場所及び納入方法 福島県立福島北高等学校(納入方法は発注者の指示に

よる)

契 約 保 証 金 田也

(福島県財務規則第229条第1項各号に該当する場合

免除)

上記物品を購入するについて、発注者「福島県」を甲とし、受注者 「 」を乙として次の各条項に定めるところにより契約を締結する。

(総則)

**第1条** 乙は、頭書の契約の期間中、頭書の物品を頭書の契約金額をもって、頭書の 場所に納入しなければならない。

(納入数量の通知等)

- **第2条** 納入すべき物品の数量については、必要の都度、甲が乙に指示するものとする。
- 2 乙は、甲の指示により、物品を納入したときはただちに納品書によりその旨を甲 に通知しなければならない。

(検査及び引渡し)

- **第3条** 甲は、前条の通知を受けたときは、ただちに乙に立会を求めて物品の検査を 行い、当該検査に合格したものについてはその引き渡しを受けるものとする。
- 2 乙が前項の検査に立ち会わないときは、甲は、乙の欠席のまま検査をすることができる。
- 3 甲は、必要と認めたときは納入物品の品質検査をすることができるものとし、検 査に要する費用は、乙の負担とする。

(不合格品の引取り又は取替え等)

**第4条** 甲が検査の結果不合格と認めた物品については、乙は、自己の費用をもって 引取り、かつ、納入期限内又は甲の指定する期日までに取替えをし、又は補充をし なければならない。当該取替え又は補充後の物品にかかる納入及び検査について は、前2条の規定を準用する。

(所有権の移転)

- **第5条** 物品の所有権は、甲が検査の結果合格と認め、その引渡しを受けたときに、 こから甲に移るものとする。
- 2 所有権の移転前に生じた物品の滅失、き損、減量その他一切の損害は、特約のある場合を除くほか、すべて乙の負担とする。

(契約不適合責任)

第6条 甲は、引き渡された物品が種類、品質又は数量に関して契約内容に適合しない場合は、その物品の引渡しを受けた後1年以内に限り、乙に対して物品の修補、代品の引渡し、不足分の引渡し若しくは代金の減額のいずれか、又は物品の修補、代品の引渡し若しくは不足分の引渡し及び代金の減額を請求することができ、乙はこれに応じるものとする。

(有償延期及び遅延利息)

- **第7条** 乙の責めに帰すべき事由により、期限内(分納の期日を定めたときはその期日まで)に物品の納入の完了の見込がないときは、乙は、その事由を付した書面をもって、甲に納期の延長を申し出なければならない。
- 2 前項の場合において、期限後相当の期日内に納入が完了する見込みがあるとき は、甲は、乙から遅延利息を徴収することを条件として納入期限を延長することが できる。
- 3 甲は、前項の規定により納入期限を延長することを認めたときは、その旨を乙に 通知するとともに当該納入期限の延長に関する契約を乙との間に結ぶものとし、乙 は、これに応ずるものとする。
- 4 第2項の遅延利息は、遅延期間の日数に応じ、納入未済相当額に年2.5%の割合で計算した額(当該額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる)とする。
- 5 前項の場合において、検査確認に要した日数は、遅延日数に算入しない。

(天災地変、不可抗力等による無償延期等)

第8条 天変地変、不可抗力その他乙の責めに帰すことができない事由により、期限内(分納の期日を定めたときはその期日まで)に物品を納入することができないときは、乙は甲に対し、すみやかにその事由を詳記して、納入期限の延長又は契約の一部変更若しくは解除の申出をすることができる。この場合において、甲は、その事由を相当と認めたときは、遅延利息又は第11条に定める違約金を徴収することなく、これを承認するものとする。

(代金の支払い)

- 第9条 乙は、毎月末日において、当該月分をまとめた納品書及び支払請求書を作成 し、翌月10日までに甲に提出するものとする。なお、納品書には納入年月日及び 納入数量を明示した納入明細書を添付するものとする。
- 2 甲は、乙の適法な支払請求書を受理した日から30日以内に完納物品の代金を支払うものとし、請求金額は契約単価に納入数量を乗じて得た金額(円未満切り捨て)に100分の110を乗じて得た金額(円未満切り捨て)とする。
- 3 前項の支払請求書は、第3条の規定による検査に合格した旨の通知を得た後でなければ、提出することができない。

(甲の解除権)

- **第10条** 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約の全部又は一部を解除 することができる。
  - 一 乙が納期内に物品の持込みを終わらないとき。
  - 二 乙が納期内に明らかに物品を納入することができないと認められるとき。

- 三 乙が解除を申し出たとき。
- 四 乙又はその代理人若しくは使用人等に不正の行為があったとき。
- 五 乙が次のいずれかに該当するとき。
  - イ 役員等(乙が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、乙が法人である場合にはその役員、その支店又は常時物品の購入契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。)が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下この条において「暴力団」という。)又は同条第6号に規定する暴力団員(以下この条において「暴力団員」という。)であると認められるとき。
  - ロ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に 損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認 められるとき。
  - ハ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
  - 二 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。
  - ホ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認 められるとき。
  - へ 原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいず れかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められると き。
  - ト 乙が、イからホまでのいずれかに該当する者を原材料の購入契約その他の契 約の相手方としていた場合(へに該当する場合を除く。)に、甲が乙に対して 当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。
- 六 乙が暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者若しくは社会的非難関係者(福島県暴力団排除条例施行規則(平成23年福島県公安委員会規則第5号)第4条各号に該当する者) に契約代金債権を譲渡したとき。

#### (契約が解除された場合等の違約金)

- 第11条 次の各号のいずれかに該当する場合においては、乙は違約金として契約単価に予定数量を乗じた額に、100分の110を乗じて得た額、又は契約解除部分相当額の10分の1を甲に納付しなければならない。又、契約解除により甲に損害を及ぼしたときは、甲が算定する損害額を乙は甲に納付しなければならない。ただし、天災地変、不可抗力等乙の責めに帰すことのできない事由による解除の場合は、この限りでない。
  - 一 前条の規定によりこの契約の全部又は一部が解除された場合
  - 二 乙がその債務の履行を拒否し、又は、乙の責めに帰すべき事由によって乙の債 務について履行不能となった場合
- 2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第二号に該当する場合とみなす。
  - 一 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法(平成 16 年法 律第 75 号)の規定により選任された破産管財人
  - 二 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定により選任された管財人

- 三 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法(平成11年法律第225号)の規定により選任された再生債務者等
- 3 第1項の規定にかかわらず、乙の責めに帰すべき事由により第7条の規定に基づく納入期限の延長があった場合において、甲が前条の規定により契約を解除したときは、乙は、第1項の違約金に当初の納期の翌日から甲が契約解除の通知を発した日(乙から解除の申出があったときは、甲がこれを受理した日)までの期間の日数に応じ、契約単価に予定数量を乗じた額に、100分の110を乗じて得た額又は契約解除部分相当額に年2.5%の割合で計算した額を加えた金額を違約金として甲に納付しなければならない。

#### (契約の変更等)

- **第12条** 甲は、必要があるときは、この契約の内容を変更し、又は物品の納入を一時中止させ、若しくはこれを打ち切らせることができる。この場合において、契約金額を変更する必要があるときは、甲、乙協議してこれを定めるものとする。
- 2 前項の場合において、乙が損害を受けたときは、甲は、その損害を賠償しなければならない。この場合における賠償額は、甲、乙が協議して定めるものとする。

#### (権利義務の譲渡等の禁止)

**第13条** 乙は、この契約によって生じる権利又は義務を、甲の承諾なしに、譲渡し、 承継させ、又は担保に供してはならない。

#### (談合による損害賠償)

- 第14条 甲は、この契約に関し乙が次の各号のいずれかに該当するときは、契約の解除をするか否かを問わず、賠償金として、支払済金額の10分の2に相当する額を請求し、乙はこれを納付しなければならない。ただし、第1号又は第2号のうち命令の対象となる行為が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第2条第9項の規定に基づく不公正な取引方法(昭和57年度公正取引委員会告示第15号)第6項で規定する不当廉売に当る場合その他甲が特に認める場合はこの限りでない。
  - 一 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして、独占禁止法第49条の規定に よる排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
  - 二 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして、独占禁止法第62条第1項の 規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
  - 三 乙(乙が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人)に対し、刑法(明治 40 年法律第 45 号) 第 9 6 条の 6 の規定による刑が確定したとき。
- 2 前項の規定は、この契約の履行が完了した後においても適用するものとする。なお、甲が受けた損害額が、前項の規定により計算した賠償金の額を越える場合において、甲は、その超過分に対して賠償を請求することができるものとし、乙はこれに応じなければならない。

#### (遅延利息等の相殺)

**第15条** この契約に基づく遅延利息、違約金又は賠償金として、甲が乙から徴収すべき金額があるときは、甲はこれを物品の代金と相殺し、なお不足を生ずるときは更に追徴することができる。

- 2 甲は、この契約に基づき甲が乙に対して有する遅延利息、違約金及び賠償金にかかる債権につき、その保全上必要があるときは、乙に対し、その業務若しくは資産の状況について質問し、帳簿書類その他の物件を調査し、又は参考となるべき報告若しくは資料の提出を求めることができる。
- 3 甲は、乙が前項の規定に違反して質問に対する応答、報告等をせず、若しくは虚偽 の応答、報告等をし、又は調査を拒み、妨げ、若しくは忌避したときは、当該債権の 全部又は一部について、履行期限を繰り上げることができる。

(予定数量)

**第16条** 当該契約の予定数量を超えて購入する場合、又は予定数量に満たない場合であっても、当該契約期間中は同一単価をもって処理するものとする。

(市場価格の変動等に基づく契約の変更)

第17条 甲又は乙は、契約期間中に市場価格の激変等予期できなかった異常な事由の 発生により、契約単価が著しく不適当となったときは、書面により、相手方に対して 契約単価又は給付内容の変更を求めることができる。

(代表者変更の届け出)

**第18条** 乙は代表者の名義を変更するときは、遅滞なく名義変更に係る登記簿謄本その他これを証する書面を添えて甲に届け出なければならない。

(契約外の事項)

**第19条** この契約に定めのない事項及びこの契約に定める事項に関する疑義については、必要に応じて、甲、乙協議して定めるものとする。

(紛争の解決方法)

**第20条** 前条の規定による協議が整わない場合、この契約に関する一切の紛争に関しては、甲の所在地を管轄とする裁判所を管轄裁判所とする。

上記契約の証として本書を2通作成し、当事者双方が記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 住所:福島市飯坂町字後畑1番地

氏名:福島県

福島県立福島北高等学校

校長 野口 智行

乙 住所: 氏名:

# 仕 様 書

- 1 納入物品 A重油(単価購入契約)
- 2 予定数量 65,000リットル
- 3 納入場所 福島県立福島北高等学校敷地内

## 4 納入方法

福島県立福島北高等学校からの注文ごとに、<u>注文の日から3日以内</u>(ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く)に、上記3の納入場所にある地下タンクにローリー車で配送し給油を行う。

## 5 契約の条件等

1回あたりの発注数量については増減があるが、契約期間中は契約単価をもって購入する。

なお、納入 (購入) 物品の本体価格のほか、輸送費等納入に要する一切の諸経費 は、契約単価に含むものとする。